

中東知的財産ニュースレター Vol.35

クウェート — クウェート新著作権法の発布

クウェートは、著作権及び著作隣接権に関する 2019 年法第 75 号を発布し、新たな著作権法を制定しました。この 2019 年法第 75 号により、著作権および著作隣接権に関する 2016 年法第 22 号と、知的財産権に関する 1999 年法第 64 号は撤廃されました。旧法に関する既存の規則および決定は、新規則が発布されるまで引き続き有効です。

2019 年法第 75 号は、以下の点を含め、これまでの法律に多くの変更を加えています：

- 著作物保護期間の変更。2019 年法第 75 号では、著作物保護期間が、著作者の死亡の翌年 1 月 1 日からの 50 年間に延長されました。旧法にもとづく保護期間は、著作物が初めて公表されてから 50 年間に限られていました。
- 著作権保護対象外の新基準。例えば、聖書、法手続きにおける発言や報告、周知なデザインやシンボル、短句、成分表などは全て、2019 年法第 75 号において保護対象外とされています。

クウェートは、米国からの長期にわたる著作権法への懸念を払拭するために、2016 年法第 22 号を制定したと考えられていましたが、さらに 2019 年法第 75 号を発布しました。

2018 年から 2019 年にかけて実施された米国通商代表部(USTR)の非定期調査の結果、クウェートは引き続き USTR のスペシャル 301 条報告書における優先監視国に指定されました。USTR は、特に保護期間、複製の制限、取り締まり、救済措置、損害補償、定義の観点から、2016 年法第 22 号を批判しました。

2019 年法第 75 号による改正が USTR の要求を満たすものとなるかどうかはまだ明らかではありません。

クウェート — クウェート特許料の改定

国内の技術革新の推進を目指し、クウェート特許庁は、特許に関わる全手数料の大幅な値下げを発表しました。

新料金は、2019 年省令 287 号にもとづき、2019 年 7 月以降実施されています。

出願料は、総じておよそ 50% 値下げされました。詳細は下表をご参照ください：

手続き	個人の料金 (KWD)	企業の料金 (KWD)
特許出願	40	80
公開	50	100
補正	35	70
年金遅延払い	35	70
所有権の移転	35	70
出願または特許記録の写し取得	7	14
委員会への苦情申し立て	1050	2100
年金 - 2年目	25	50
年金 - 3年目	50	100
年金 - 4年目	75	150
年金 - 5年目以降	100	200

(1KWD=約 3.3UAD)

サウジアラビア — 商標関連サービスの自動化

サウジ商標局は引き続きサービスの自動化を推進しています。サウジ商標局は近頃、下記の手続きがオンラインで可能となる新たなシステムを発表しました：

- 商標ライセンスの登録申請
- 商標所有権の譲渡・移転の登録申請
- 商標調査

商標ライセンスや譲渡の登録のオンラインポータルはまだ利用できませんが、商標登録の検索依頼は、開始当初多少の問題は生じたものの、オンラインで行なうことができます。いずれのプラットフォームも近々、完全に機能するようになるものと思われます。

チュニジア — 知財手数料の値上げ

国立標準化工業所有権機関(INNORPI)は、チュニジアでの知的財産に関する公的手続きの新手数料一覧を発表しました。

新公的手数料は以下のとおり値上げされました：

- 商標出願 - 100%(111USD から 222USD)
- 特許出願 - 30%(58USD から 75.4USD)
- 意匠出願 - 20%.

- 5年出願(36USD から 45USD)
- 10年出願(41USD から 49USD)
- 15年出願(43USD から 54USD)

新手数料はすでに発効されているが、現在、意匠出願のみに新手数料が適用されている。まもなく、すべてに新手数料が適用されることになるだろう。

アラブ首長国連邦 — 2019年閣議決定第51号：公的手数料の更なる改定

中東知的財産ニュースレター Vol.34にて UAE 商標局の公的手数料の値下げに関する情報をお伝えしました。これら手数料の改定に関する 2019年閣議決議第51号（決議 51/2019）が、2019年7月15日に発布されました。

これまで、商標局および経済省の他部署（特許局など）に支払われる公的手数料については、2015年連邦決定第9号（決定 9/2015）で定められていました。決定 51/2019は次のように定めています：

- (a) 決定 9/2015 および決定 9/2015 にもとづく手数料を撤廃し、
- (b) 商標局、特許局および経済省の他部署に支払うべき新公的手数料を制定する。

決定 9/2015 にもとづいた公的手数料の多くが、決議 51/2019 には含まれていません。つまり、これらの手数料はもはや適用されないものと解釈できます。よって、実質無料となった公的手数料があるということになります。

このことは、経済省のウェブサイトで公開されている撤廃手数料の一覧でも裏付けられています。この情報は下記のリンクからご覧いただけます：

<https://www.economy.gov.ae/Lists/Announcements/Attachments/13/cancelled%20fees%20list.pdf>

しかしながら、決議 51/2019 と経済省が発表した撤廃手数料一覧の間には多くの矛盾点があります。例えば、決議 51/2019 は商標出願に関する形式的要件による却下に対する不服申し立ての手数料が掲載されている一方、同手数料は経済省のウェブサイトで公開されている撤廃手数料一覧にも含まれています。

また、商標局に支払いが求められる現行の公的手数料の全てが決定 51/2019 に準拠しているわけではないようです。例えば、商標公開料は現在も商標局への支払いが求められています。この手数料は決議 51/2019 が定める改定料金一覧には含まれていません。

しかしながら、決議 51/2019 は商標局および特許局が取り扱うサービスに関わる多くの手数料を大幅に値下げするものであることは明らかです。これには下記の改定が含まれます：

- (a) 商標出願を棄却する商標局の決定に対する不服申し立て手数料の撤廃。これまでは AED 5,000 (およそ USD 1,360) の手数料が必要でした。
- (b) 代理人の変更届け手数料の撤廃。これまでは AED 1,000 (およそ USD 270) の手数料が必要でした。
- (c) 特許、実用新案、意匠に関する年金の撤廃。

年金（上記 (c)）に関し、UAE 特許法では、特許、実用新案、意匠の権利消滅を避けるため、年金の支払いが必要とされていることを忘れてはなりません。そのため、年金の撤廃により、もはや年金を支払う必要がないとする解釈との矛盾から、問題が生じる恐れがあります。現在、特許局の年金支払いオンラインシステムが稼働していないため、この矛盾がどのように解消されるのかについては、特許局のオンラインシステムの再開を待つほかありません。

イエメン — 公開料の値上げ

イエメンの産業貿易省は、2019 年省令第 47 号を發布し、商標、特許、意匠の公開料および更新料の値上げを発表しました。これら新料金は 2019 年 8 月 8 日から実施されています。

イエメンで続く社会不安が影響し、イエメンリアルの通貨価値は下落しました。よって、新手数料を米ドルに換算した値上げ幅は僅かで、イエメン国外を拠点とする企業の出願手続きにかかる費用に大きな影響を与えるものではありません。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 35

[著者]

CLYDE & CO



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2019年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、CLYDE & CO が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。